

2020年4月17日

## 工学研究所プロジェクト研究の方針

### 工学研究所プロジェクト研究の趣旨

神奈川大学工学研究所は、工学の発展に資するという本研究所設立の目的を促進するため、プロジェクト研究を実施する。

### プロジェクト研究の種類

本プロジェクト研究は次のA・B・Cの3種類とする。

#### ・プロジェクト研究(A)：研究組織を充実して実行する研究

客員研究員・特別研究員制度を活用し、学内外の人材を工学研究所の研究課題遂行のため積極的に招聘して密度の濃い研究を実行する。

#### ・プロジェクト研究(B)：外部研究資金を獲得して実行する研究

外部の競争的資金を積極的に獲得し、高度な研究課題を計画し目標を達成する研究。競争的資金獲得申請に必要な経費（事務連絡費・交通費等20万円程度）は申請・審査の上支給する。尚、研究体制の整備ため客員研究員・特別研究員制度の利用は可能。

#### ・プロジェクト研究(C)：課題研究所を設立して実行する研究

神奈川大学の特徴ある知的資源および外部諸機関等が有する各種資源を結合し、社会における具体的な課題を集中的に研究する課題研究所を設立し社会に貢献する。課題研究所は社会と接点を持った外部の人材との交流を図り、継続的な研究目標を達成するために客員研究員・特別研究員を招聘・組織するだけでなく、外部に課題研究所支所の開設を認める。本課題研究所の経費は基本的には外部資金に依る。但し、課題研究所の立ち上げ等必要のある場合は工学研究所が支援する。

### プロジェクト研究の期間

研究期間は3年以内とする。研究期間終了後、再度、申請・審査の上、継続することは可能とする。

### プロジェクト研究のテーマの審査

工学研究所事務局は年2回(5月と10月)、所員のプロジェクト研究の申請を所定の書式にしたがって受付ける。工学研究所運営委員会は審査委員会を構成し、ヒアリングの上プロジェクト研究の採択を決定する。

### 研究成果・知的財産権の帰属

プロジェクト研究の知的財産権に関わる研究成果以外の研究成果の帰属は研究代表者と研究分担者の間で協議の上決定する。プロジェクト研究の結果生じる知的財産権の帰属は学校法人神奈川大学発明取扱要領第4条の通りとする。第4条記載の「本法人がその権利を承継する必要がないと認めたとき」に該当する場合の知的財産権を受ける権利は、研究代表者と研究分担者の間で協議の上決定する。

#### **補足：学校法人神奈川大学発明取扱要領**

第4条 次に掲げる発明等について特許等を受ける権利は、本法人がこれを承継する。ただし、本法人がその権利を承継する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 前条に規定する者が本法人に譲渡を申出た発明等
- (2) 本法人が研究の遂行を業務として認定し、費用等の支援をして行う研究に基づく発明又はその研究のために、本法人が特別に措置した施設設備を利用して行う研究等に基づき、職員が行った発明等
- (3) 理事長が、契約当事者である受託研究及び共同研究による発明等

#### **研究成果の報告**

次の方法で報告と発表する義務がある。

- 1) 「工学研究」に前年度の研究成果を報告する。
- 2) プロジェクト研究終了後はプロジェクト研究成果報告書を提出する。
- 3) 研究支援部産官学連携課等が紹介する学外向けの発表機会に出展する。